

全社高障福発第415号
令和6年11月22日

全国救護施設協議会
会員救護施設長 各位

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国救護施設協議会
会長 大西 豊美
(公印略)

救護施設等における個別支援計画の作成の制度化を受けた 全国救護施設協議会の方針について

本会事業の推進につきましては、平素よりご協力賜り深謝申し上げます。

さて、救護施設における個別支援計画の作成については、令和6年10月1日より制度化されたところです。

この度の制度化にあたっては、救護施設において既に個別支援計画の作成が行われてきている実態を踏まえ、救護施設に過大な負担がかかることなく、円滑に取り組みが継続・拡充されるために、厚生労働省通知（社援発1001第4号、令和6年10月1日付）においては個別支援計画書の様式は一律に定めないとされ、必ず記載する項目が掲げられるにとどまっております。

一方、昨年度末に全国社会福祉協議会より『救護施設・更生施設における個別支援計画策定導入マニュアル』が各施設に配布されており（全社高障発第380号、令和6年3月1日付）、本マニュアルに「個別支援計画書の様式例」が掲載されていることから、今後の個別支援計画書の様式や実施機関との共有方法等について会員施設からの問い合わせが寄せられているところです。

つきましては、本会として本制度化を受けての方針を整理いたしましたので下記によりご報告いたします。

各施設におかれましては、本方針もご参考にご判断いただきながら、より一層個別支援の取り組みをお進めいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 全救協が推奨する個別支援計画書の様式について

多様な生活背景や障害等を抱える利用者の支援にあたっては、本人の希望・要望の聴き取りや、アセスメント、ニーズの整理等のプロセスを経て、個別支援計画を立案することが重要と捉えています。

本会が従前より提示している全救協版「救護施設個別支援計画書」（以下、全救

協版)の様式は、ご活用いただくことでこれらのプロセスを経ることができるものとなっています。

つきましては、本会としては、質の高い利用者支援を実践する観点から、引き続きできる限り多くの会員施設が全救協版のご作成にお取り組みいただきたいと考えます。

なお、厚生労働省通知により示された個別支援計画書の必須項目について、全救協版ではすべての内容を網羅しており、新たな様式を追加して作成する必要はありません。通知上の必須項目と全救協版の対応状況については、別紙のとおり整理していますのでご参照ください。

※本方針の検討にあたり、厚生労働省通知の第3-2「個別支援計画の作成」で示されている必須項目と、救護施設が作成する個別支援計画書の項目の文言が合致している必要はなく、必須項目の内容が漏れなく記載されていれば差し支えないことを厚生労働省に確認しています。

2. 全救協版以外の様式を使用している場合の対応について

会員施設によっては、全救協版をカスタマイズして使用されているケース、施設独自で作成された様式を使用されているケース等があります。

「1. 全救協が推奨する個別支援計画書の様式について」でお示しした方針は、各施設の意思決定や使用している様式を妨げるものではなく、現場の状況を踏まえて柔軟に選択・対応いただけるものとしてご認識ください。

そのうえで、厚生労働省通知により必須項目とされた内容が個別支援計画書にもれなく記載されるようご注意ください。

※本会ホームページの会員専用ページにて、全救協版「救護施設個別支援計画書」の様式等を公表しています。本会が整理する個別支援計画の基本理念や項目等について、改めてご確認いただきますようお願いいたします。

■ 全救協ホームページ » 会員専用ページ » 全救協情報 » 各種様式(個別支援計画書・サービス評価基準等) » 救護施設個別支援計画書様式 2019 年

<https://zenkyukyo.gr.jp/>

3. 実施機関との連携・情報共有について

救護施設における利用者支援は、実施機関からの依頼を受けて開始されるものであり、その後の支援を円滑に進めていくためにも、実施機関に個別支援計画書の内容について十分に理解していただくことが必要です。

全救協版は、支援計画作成のプロセスを含めて、その全容を丁寧に可視化できるものであることから、全救協版をご使用の施設は、現行のものを使用して共有することを基本としていただきたいと考えます。

なお、共有方法については、実施機関との調整も必要になることから、実施機関の見解や各施設で使用されている様式を踏まえて柔軟にご対応ください。

個別支援計画書の共有には、救護施設の専門性や取り組みを“見える化”する効果も含まれていると捉えています。この制度化を契機に、実施機関の救護施設に対する理解促進や、関係性の深化に向けたお取り組みとなるようご配慮をお願いいたします。

4.『救護施設・更生施設における個別支援計画策定導入マニュアル』(全国社会福祉協議会作成)の取扱いについて

昨年度末に配布されている本マニュアルに掲載の「個別支援計画書の様式例」については、実施機関との調整の結果、情報共有用の個別支援計画書を新規に作成する必要が生じた場合や、必須項目を満たすように施設独自の様式を改訂する場合等に、活用・参考いただいで差し支えありません。

【問合わせ先】

全国救護施設協議会 事務局（担当：志村）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内

TEL 03-3581-6502 FAX 03-3581-2428